
第1章

基本的な考え方



1 計画の趣旨

日本国憲法の法の下、すべての国民は平等であって、基本的人権を享有し、個人として尊重されます。市では国が平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定したことに伴い、平成13年3月に「十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。平成18年に同計画の改訂を行い、男女共同参画社会の実現のため、様々な施策を推進してきました。

この結果、市民の男女共同参画意識の醸成や、男性の家事・育児・介護への参画といった具体的な行動の変化も見られるようになるなど、取り組みの成果が着実に進みつつあります。しかし、家庭や地域、職場など様々な場面において、いまだ男女の不平等感があるなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が残されています。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など家族、地域社会の変化に伴う新たな課題への対応も必要とされています。

「第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」は、急激に変化する社会情勢に対応するとともに、お互いの人権を尊重し、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会の実現に向けた市の施策の方向を定めるため、策定するものです。

2 計画の背景

(1)国際的な動き

1975年（昭和50年）、国連はこの年を「国際婦人年」、翌年からの10年を「国連婦人の10年」と定め、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、世界各国が取り組むことを提唱し、目標達成のため、世界的な行動を行う「世界行動計画」が採択されました。

1995年（平成7年）、北京での第4回世界女性会議において、21世紀に向けて男女平等や女性の地位向上の国際的指針となる「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）、ニューヨークでの国連特別総会「女性2000年会議」において、会議に参加した政府により実施の決意を確認する「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2005年（平成17年）、ニューヨークでの第49回国連婦人の地位委員会において、「北京宣言及び行動綱領」及び国連特別総会「女性2000年会議」の成果文書についての評価や見直しが行われました。

2006年（平成18年）、東京で東アジア男女共同参画担当大臣会合が開催され、16カ国2国際機関が出席し、会合の合意文書として「東京閣僚共同コミュニケ」が採択さ

れました。

2010年（平成22年）、ニューヨークでの第54回国連婦人地位委員会（「北京+15」記念会合）において、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

2011年（平成23年）、国連の既存のジェンダー4機関を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」として発足しました。

2012年（平成24年）、第56回国連婦人の地位委員会において、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

2015年（平成27年）、ニューヨークでの第59回国連婦人地位委員会（「北京+20」記念会合）において、北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、2030年までに男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け努力するという宣言が採択されました。

(2)国の動き

1977年（昭和52年）、政府は昭和50年に国連で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにしました。

1987年（昭和62年）、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、男女共同参加型社会システムを目指すこととなりました。

1995年（平成7年）、男女共同参画社会形成の促進に関する新しい国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」が策定され、政府が男女共同参画社会実現に向けて取り組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付け、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律は、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにし、国、地方公共団体及び国民が男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進することを定めています。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本法に基づく、「男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、男女共同参画にかかる初めての法定計画となります。

2005年（平成17年）、男女共同参画基本計画を改定し、「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

2010年（平成22年）、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、地域社会・家族形態の変化、経済・雇用をめぐる変化など、男女共同参画社会の形成に関する社会情勢の様々な状況や変化に対応するため、実効性のある5年間の施策をまとめた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2013年（平成25年）、女性の活躍推進を主な柱のひとつとして位置付けた「日本再

興戦略」が閣議決定されました。

2015年（平成27年）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）が国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

第4次男女共同参画基本計画を策定し、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成37年度までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的な方向」及び「具体的な取組」を定めました。

(3)青森県の動き

1980年（昭和55年）、国際婦人年に始まる国際的な動きや国内行動計画策定を背景に、青森県における女性にかかる施策の基本的方向を示す「青森県婦人行動計画」を策定し、翌年には、この計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動推進計画」が策定されました。

1989年（平成元年）、青森県婦人行動計画の基本的な考えを継承しつつ、国の新国内行動計画の趣旨等を踏まえ、「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

2000年（平成12年）、国において策定された男女共同参画2000年プランや男女共同参画社会基本法が施行されたこと等に伴い、「あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2001年（平成13年）、国の男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえ、青森県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

2002年（平成14年）、あおもり男女共同参画プラン21策定後に国の男女共同参画基本計画及び青森県男女共同参画推進条例が制定されたことから、施策の方向性と整合性を検証し、必要に応じた追加作業等を行った上で同プランを改訂し、県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置付けました。

2004年（平成16年）、県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県が目指す5つの社会を実現するための仕組みづくりに位置付けました。

2007年（平成19年）、あおもり男女共同参画プラン21の計画期間、生活創造推進プラン及び国の男女共同参画基本計画（第2次）との整合性、関係法令の改正等を勘案し、各種調査やパブリックコメントに示された県民の意向等を踏まえ、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として「新あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

2012年（平成24年）、これまでの計画の取り組みの成果や課題を踏まえ、より一層総合的、効果的に施策を推進していくための指針となる「第3次あおもり男女共同参

画プラン21」を策定しました。

2017年（平成29年）、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の計画期間が2016（平成28）年度までであることと、2013（平成25）年度策定された「青森県基本計画未来を変える挑戦」及び国の「第4次男女共同参画基本計画」との調整、関係法令の公布・施策等を勘案し、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

(4)十和田市の動き

1999年（平成11年）、女性行政を総合的に推進するため十和田市教育委員会生涯学習課に「女性青少年係」を設置し、男女共同参画社会推進へ本格的に取り組むことにしました。同年、庁内関係課長で組織する「男女共同参画社会検討委員会」を設置し、現状と課題等について協議を行うとともに、市民の意識やニーズの現状分析を行うため、市民アンケートを実施しました。また、職員に対する意識調査や研修会を開催しました。

2000年（平成12年）、男女共同参画社会基本計画策定のため、市民や行政で組織する「十和田市男女共同参画社会推進策定委員会」を設置し、具体的な作業が進められました。

2001年（平成13年）、「十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定し、10年間の主な施策を明確にしました。

2002年（平成14年）、市の各種事業を具体的な施策として盛り込んだ「2001-2004十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（前期）」を策定しました。

2005年（平成17年）、十和田市、十和田湖町の合併を契機に、改めて市民の意識やニーズを把握するため、市民アンケートや職員の意識調査を実施しました。また、「2005-2007十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（中期）」を策定しました。

2006年（平成18年）、十和田市男女共同参画社会推進計画の策定から5年が経過したことや、国が「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定したこと等に伴い、社会情勢の変化への対応や市の施策について細部の見直しが必要になったことから「十和田市男女共同参画社会推進計画（改訂版）」を策定しました。

2008年（平成20年）、「2008-2010十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（後期）」を策定しました。

2012年（平成24年）、「2012-2021第2次十和田市男女共同参画社会推進計画」を策定しました。

2017年（平成29年）、「2012-2021十和田市男女共同参画社会推進計画」計画体系の「施策の方向事業」に、女性活躍推進法の関連性を明記するとともに、2017-2021第2次十和田市男女共同参画社会推進事業実施計画（後期）を策定しました。